

を提出することとなりました。真に自己のため、又利達のため
考へつたら、秋々は此際協力して会社に対して飽く迄も自
護の爲め奮闘致しませう。

趣旨の事野一五 辯護士と村正 元銀
八十代生命保険會社交渉團本部

社員恩給規程

- 第一條 社員恩給は普通恩給特別恩給二種とする。
- 第二條 普通恩給は満三年以上精勤したる社員に給與する。但し病氣の爲め退社する場合は満一年以上精勤したる社員に給與する。
- 第三條 特別恩給は満三年以上精勤し殊功ある社員に限り給與する。特別恩給は普通恩給の十割 以内とする。
- 第四條 恩給は社員の退社と同時に給與する。
- 第五條 恩給は會社の意志に反して退社する者には支給しない。
- 第六條 普通恩給は退社當時の俸給に勤續月數を乗じて得たる金額に次表の割合を以て算出する。
- 第七條 十五年以上勤續し特別功績のあった社員には一時金恩給の外特に優
期若しくは終身年金を給與する。

附 則

本規程は大正十年六月一日より實施し従前の規程を廢止する。